

雲南市にある住んでいない・使っていない物件を

# 空き家バンク

## に登録しませんか？

### 売りたい 貸したい

空き家所有者

### 買いたい 借りたい

空き家利用希望者

仲介・契約

雲南不動産  
協会  
(仲介業者)

①仲介依頼

お問合せ

#### 登録の流れ

#### ① 仲介依頼

仲介業者に依頼をお願いします

#### ② 登録申込

うなん暮らし推進課まで書類を提出してください

#### ③ 現地調査

雲南市と仲介業者が連携しておこないます

#### ④ WEB掲載

登録物件はWEBサイト「ほっこり雲南」で情報公開されます

連携

③現地調査

雲南市  
空き家バンク

情報提供

④WEB掲載

#### 相談

#### 物件内覧

物件についてのご相談や現地案内は仲介業者が対応します。

#### 物件情報の 閲覧

「ほっこり雲南」で物件情報を閲覧できます

ご不明なことはお気軽に  
うなん暮らし推進課まで  
ご連絡ください！



ほっこり雲南で  
空き家情報を見る



空き家バンク  
について見る



申請書類のダウンロードも  
こちらからできます👉

※空き家バンクとは、空き家の売却や賃貸を希望する方から提供された物件情報を、空き家の購入や賃借を希望する方に情報提供するための制度です。

※空き家バンク登録後も、所有者が建物を管理しなければなりません。市や仲介業者が管理するものではありません。良好な建物を保つためには、定期的な点検と補修が必要です。

【問合せ先】

雲南市役所 うなん暮らし推進課  
〒699-1392 雲南市木次町里方521-1

TEL:0854-40-1014

FAX:0854-40-1029

unnangurashi@city.unnan.shimane.jp

# 雲南不動産協力会 加盟業者一覧

2026年3月2日現在

NO.	会社名	所在地	電話番号	FAX
1	有限会社 不二興産	大東町飯田131-1	0854-43-8065	0854-43-8067
2	株式会社 ポレポレ.ライフプラン不動産部	大東町下佐世693-1	0854-43-5675	0854-43-5676
3	ひまわりCP	加茂町東谷584-1	080-5751-5096	0854-49-7469
4	株式会社 陶山建設	木次町寺領468-3	0854-42-0207	0854-42-0286
5	CRASIO 合同会社	木次町寺領732-2	0854-42-2787	0854-42-3681
6	株式会社 スヤマ産業	木次町東日登181-1	0854-42-0001	0854-42-0090
7	有限会社 エス三産業	木次町西日登104	0854-42-1246	0854-42-1268
8	有限会社 松原産業	木次町木次94-1	0854-42-2888	0854-42-0732
9	合同会社 八雲屋	木次町木次8-13	090-7770-4572	0854-42-9081
10	田中工業 株式会社	木次町下熊谷1098-8	0854-42-0473	0854-42-5406
11	幸和建設 株式会社	木次町新市176	0854-42-0506	0854-42-2060
12	株式会社 都間土建	三刀屋町給下622-1	0854-45-2521	0854-45-4920
13	有限会社 英工務店	三刀屋町三刀屋24-8	0854-45-5755	0854-45-5758
14	中澤不動産保証有限会社	掛合町掛合2426-3	0854-62-1188	0854-62-0808
15	有限会社 山根建設 ※新規仲介一時休止中	大東町中湯石936-1	0854-43-2467	0854-43-5592

## 空き家バンクQ&A

空き家バンクに登録するには事前に不動産協力会の加盟業者に  
登録希望の方ご自身で仲介依頼が必要です

- Q 空き家バンクに登録するには、部屋をきれいに片づけておかないといけませんか？
- A 片付けていなくても登録できますが、空き家バンクのホームページに室内の写真を掲載しますので、片付いていたほうが家の印象は良いと思います。  
空き家バンクに登録する物件の片付けを行う場合に、片付けに要する費用の一部を助成する「空き家片付け補助金」もあります。
- Q 相続や登記の手続きをしていないと、賃貸・売買はできませんか？
- A 相続の手続きが行われていなくても、賃貸は可能ですが、  
売買の場合、相続登記が行われていないと売ることはできません。
- Q 農地(田や畑)や山林も持っているが、それも合わせて売買はできますか？
- A 空き家とセットであれば、農地や山林も含めて空き家バンクに登録することができます。  
ただし、農地の売買については農地法による一定の制約があります。
- Q 登録した後は、登録内容を変更したり、登録を取り下げたりはできますか？
- A できます。登録事項に変更があったときは登録変更届、登録を抹消しようとするときは、  
登録抹消届を提出してください。各届出の様式は市HPからダウンロードも可能です。